

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		介護給付費等の支給要否決定
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課障がい者支援第1係、障がい者支援第2係
審査基準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条 新座市福祉事務所長事務委任規則第9条第7号
	基準 (未設定の場合はその理由)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋 (支援要否決定等) 第二十二條 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)

手続の流れ

介護給付費等の支給要否決定

